別紙様式第19号（第34条の59第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

銀行代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代　表　者　氏　名

（記載上の注意）

［略］

［１～３　略］

４　役員及び使用人の状況

［表略］

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　［略］

［５・６　略］

別紙様式第19号（第34条の59第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

銀行代理業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代　表　者　氏　名

（記載上の注意）

［同左］

［１～３　同左］

４　役員及び使用人の状況

［同左］

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における銀行代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。

２　［同左］

［５・６　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（委託契約の内容を記載した書面の記載事項） **第五十三条の五**　第五十三条の三第一項第五号及び前条第六号に掲げる委託契約の内容を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～六　略］ 七　外国銀行代理業務の内容、業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示及び公衆の閲覧に供する措置に関する事項 八　［略］	（委託契約の内容を記載した書面の記載事項） **第五十三条の五**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項 八　［同上］